



1. 赤ちゃんとお母さんにやさしい産後ケア事業の充実
2. 子どもたちの命と食文化、食習慣を守る新潟市の『安全・安心・美味しい給食』の自校直営式学校給食を維持すること

1. 赤ちゃんとお母さんにやさしい産後ケア事業の充実

この世に誕生したすべての命が祝福され、あかちゃんが暖かで親密な関係の中で育つことを心から望みます。

赤ちゃんの成長は目覚ましく、五感を通して脳も心も劇的な成長を続ける一方、母親は出産による体力の消耗、急激なホルモン変動が起こり、特に産後4か月ごろまでは、不安定になりやすく、誰でもがマタニティーブルーや育児ノイローゼに陥りやすく、早い段階で相談できる体制が必要です。そのことに加え閉ざされ、孤立した環境は「産後うつ病」の引き金にもなり、産後女性の5～10%の発症率が報告されています。

産後うつ病は母親の苦悩だけでなく、愛着障害、虐待への危険性を孕んでいます。「産後うつ病」は一過性ものではなく「うつ病」であるという認識が必要です。うつ病は自殺の要因にもなりかねないことから、母の場合は赤ちゃんを連れての心中になることも考えられます。この時期への適切な支援が虐待防止の点からも重要になってきます。最初に以下のことを質問します。

1) 乳児期の虐待について

- (ア) 新潟市の虐待の件数と加害者の母親の割合、被害児童の乳幼児の割合
- (イ) マタニティーブルー、育児ノイローゼ、産後うつ病の違いは
- (ウ) 産後うつ病と虐待の関係
- (エ) 虐待死亡事故における乳児の割合と心中事件での母子の割合について
- (オ) 乳児を持つ母親への支援が虐待防止に繋がる可能性をどう見るか

かつて新潟では「おびやが明けるまでは足を冷やすな、水に触るな」などと出産 3 週間くらいは滋養のあるものを食べて安静にするように言われました。これは理に叶っていることで、この時期を母子ともに安静に過ごすことは、母体の回復と赤ちゃんの育ちによい影響を与えることになります。

先日あるスーパーでスリング（抱っこひも）の中に赤ちゃんを入れて重い荷物を両手に持っているお母さんを見かけました。私はその荷物を車まで持ってやり、その方とお話をしたのですが、見ればその赤ちゃんはまだ 2 週間もたっていないで、その方は私に怒られると思ったのか、申し訳なさそうに、「赤ちゃんを見てくれる人は誰もいないので仕方なく連れてきた」とおっしゃいます。現代は核家族化が進み、また父親の育児参加・育児休業もままならず、頼りにしたい親世代も仕事を持っていたり、逆に高齢出産の方は親自身が高齢、祖父母の介護中など、産まれたばかりの母子を支える状況が以前より難しくなっています。実家に帰るのと同じような気安さで、赤ちゃんとお母さんを支えることが今求められます。さらに、この時期は誰もが妊娠・出産に向けて支出が多い時期であり、特に経済的に余裕のない人、若い親や、シングルマザー、様々な困難を抱えている母子にとって、利用しやすい産後ケアが必要です。そこで次の質問をします。

2) 産後ケアについて

- (ア) 産後ケアの内容と利用者数、平均利用日数と市の負担額はいくらか
- (イ) 産後ケアを受けた人の状況と感想は
- (ウ) 新潟市は対象者が生後 1 か月までになっているが、横浜市、川崎市等のように 4 か月まで延ばす計画はあるか
- (エ) 個人負担額を低く抑える必要があると思うが、どのように考えるか
- (オ) 経済的に余裕のない家庭が利用するような手立てを新潟市でもできないものか

私は、赤ちゃんの首が座り、あやせば笑い、外に出ることも容易になってくる生後4ヵ月頃までが、産後ケアの重点期間と考えます。子どもが産まれて早い時期に、サポートフルな関係を築けることは、後の子育てに肯定的なイメージを持つことができます。次の質問をします。

3) 訪問型ケアや日帰りデイケアの必要性

- (ア) 宿泊は負担が伴うが、家からなかなか出られない母子への訪問型ケアは気軽に使うことが出来る。訪問型ケア、日帰り型のデイケアを設置すべきと考えるがどうか
- (イ) 訪問型も日帰り型デイケアも赤ちゃんの首が座って母親の養育の負担度が減る 4 か月くらいまでが望ましいと考えるがどうか
- (ウ) 日帰り型デイケアは現在の指定委託医療機関だけでなく助産師、保健師、小児科等の専門職のいる民間施設にも広げることが望まれるが、可能か
- (エ) 様々な事業の横断的な繋がりや役割の明確化、切れ目のない支援が必要と考える。産後ケア事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、各区役所実施の BP プログラム、公民館事業の「ゆりかご学級」、子育て支援センター等の担っている役割と、その連続性、利用者へのアピールはどうか

新潟市の「こんにちは赤ちゃん訪問事業」についてお聞きします。新潟市は 97% を超える高い訪問率で、新潟市の新生児 6 千人以上のほぼ全員が、母子ともに助産師によって専門的なサポートとケアを受けることが出来ていることは誇るべきことと考えます。訪問によって「産後うつ病」の傾向のある母親へ早期に手を差し伸べることができます。私は、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」は今まで述べてきた、産後ケア事業の基礎を支えるものと考えています。その事業の発展を求めて、以下の質問をします。

4) 新潟市の「こんにちは赤ちゃん訪問事業」

(ア) 目的と意義、現状（内容と訪問率）

(イ) 産後うつ病の予防、虐待の早期発見のための「エジンバラ産後うつ病 質問票」から発見された産後うつ病が心配される割合

(ウ) 支援の必要な母子への継続的な支援と連携をどのように図っているか

(エ) 助産師としての専門性（新生児・産婦への指導・相談・ケア技術）に対する正当な評価とそれに伴う適切な指導料は、2 回目訪問時においても 1 回目と同様の指導料の保障を

■市 長

産後ケア事業の充実に関する乳児期の虐待についてのうち、虐待の件数と加害者の母親の割合などについてお答えいたします。

先に厚生労働省が公表した、平成 26 年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談は速報値で 8 万 8 千件であり、10 年前の約 2.7 倍に達しています。本誌の児童相談所における、虐待対応件数は 413 件であり、このうち加害者が母親である割合は 40.9 パーセント、また、被虐待児における乳幼児の割合は 41.9 パーセントです。次世代の担い手として、子どもたちの健全育成は社会の責務であり、本市においても、より安心して出産・子育てをしていただけるよう、切れ目のない支援の充実を努めていきます。

■福祉部長

マタニティーブルー、育児ノイローゼ、産後鬱病の違いと虐待の関係について一括してお答えします。

マタニティーブルーは、産後一過性に情緒が不安定になる状態で 3 割程度の母親が経験すると言われていています。また、育児ノイローゼには明確な定義はありませんが、一般的に出産、子育て期間の育児ストレスによって、精神的に不安定となる状態を幅広く指しています。一方、産後鬱病は一過性ではなく抑鬱状態が長く続き、母親自身の重い負担となるだけでなく、母子間の愛着形成を損ない、育児意欲の低下や乳児の発達に影響を与え、虐待リスクの一つとされています。

次に、虐待死亡事故における乳児の割合と、母親への支援の必要性についても関連がありますので一括してお答えします。厚生労働省が把握した平成 25 年度の、児童虐待事例の死亡件数は、全国で 69 人です。このうち心中による事例では 33 人で 47.8 パーセント、乳児については 4 人で 12.1 パーセントとなっています。また、心中に至る場合の、主たる加害者が母親である割合は、全体の 54.5 パーセントであり、乳児については 100 パーセント主たる加害者が母親となっています。こうしたことから、母親が出産直後から重い負担を抱えながら育児をしていることが明らかであり、早期からの適切な支援が、虐待の防止につながっていくものと認識しています。

■保健衛生部長

産後ケアについて関連がありますので一括してお答えします。

産後ケアは、出産後 1 か月までの産婦で、からだの回復に不安がある方や育児不安が強い方などが、委託労機関に宿泊し、サンゴの母体管理や授乳指導などの保健指導を受けていただくものです。平成 26 年度の利用者数は母子 45 組、平均利用日数は 4.6 日で市は一日あたり 1 万円を負担しています。産後ケアを受けた方は、初産婦が 32 人で 71.1 パーセントを占め、利用の動機はサンゴの支援者がいないことによる育児不安や産後の体調回復の遅れなどでした。また、医療機関からの利用報告書からは、産後の休養による体力の回復、育児不安の解消につながっていることがうかがえました。このように、産後ケア事業は、心身共に不安定な時期に精神的、身体的サポートを専門の医療機関などで受けることで、安心して子育てがスタートできるため、重要な事業と認識しています。対象期間を生後 4 か月までに延長することや個人負担の見直しなどについては、他都市の例もさんこうにしなから、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を総合的に検討する中で考えていきます。

次に、訪問型ケアや日帰り型デイケアの必要性について関連がありますので一括してお答えします。

赤ちゃんの首か座る生後 4 か月頃までは、外出も難しく、母親の養育不安が大きいと、母子のニーズや生活状況に合わせた利用ができる訪問型や日帰り型の選択肢が増えることは望ましいと考えており、産後ケア全体の充実を図る中で、検討していきます。また、妊娠・出産から育児期に実施しているさまざまな事業は、成長段階に応じて事業の目的や内容が異なっており、子育て支援事業として、いずれも重要と考えています。お一人おひとりの状況や子どもの育ちに合わせ、各種事業をタイムリーに利用していただけるよう、市報にいがたやホームページなどに加え、今月中に導入予定の子育て支援アプリも活用して、情報提供の充実に努めていきます。

次に、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」についてです。はじめに、目的と意義、現状についてですが、本事業は新生児および産婦への健康支援、育児支援を目的として、助産師などが家庭訪問を行い、育児相談や保健指導を実施するものです。産後は出産の疲れや体調の著しい変化があり、産婦に大きな負担がかかる時期であることに加え、近年は核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などもあり、助産師による訪問支援は子育ての始まりにおいて大きな意義のある事業と認識しています。本市では、生後 4 か月までに全ての過程を訪問することを目指しており、平成 26 年度の訪問率は 97.2 パーセントでした。

次に、産後鬱病が心配される場合についてです。産後鬱病の早期発見と早期支援を目的に、産婦全員に訪問の際、エンジンバラ産後うつ病質問票を使用しています。平成 26 年度は育児不安の強い産婦は 716 人、11.6 パーセントでした。なお、訪問で育児不安の解消に努めたことなどにより、2 回目の訪問時には 166 人、2.7 パーセントに下がっています。

次に、支援の必要な母子への継続的な支援と連携についてです。助産師による訪問後も継続支援が必要な母子は、地区担当保健師が引き継ぎ、医療機関をはじめとした関係機関と連携しながら訪問や検診、育児相談事業などで引き続き支援をしています。

次に、助産師の専門性に対する正当な評価とそれに伴う適切な指導料についてです。専門的知識や技術を持つ助産師による新生児や産婦に対する指導・支援は、育児不安の解消や母体の健康管理に大きく貢献していると認識しています。指導料については、申請時と産婦を対象とした1回目の訪問は5,000円で、新生児のみを対象とした2回目訪問は2,500円ですが、継続支援が必要な産婦への指導も合わせて実施した場合は、1回目同様5,000円としています。

【再質問】

この事業の特長は、スタートを支えることです。この時期の医療的・福祉的な支援は、また次の子どもを産み育てたいという思いを支えることとなります。再度、改めてお聞きしますが、冒頭に述べましたように、期間の延長、経済的支援、訪問型や日帰り型デイケアなど、今後この事業をどのように充実させていくのか、お聞かせください。

■阿部保健衛生部長

事業の重要性については十分認識していますので、先ほどお答えした通り、今後は総合的な子育て支援政策の中で今後充実する方向で検討してまいります。

【再質問への解答への意見】

引き続き取り組みを注視していきますのでよろしくお願いします。

2. 子どもたちの命と食文化、食習慣を守る新潟市の『安全・安心・美味しい給食』の自校直営式学校給食を維持すること

食べることは生きることです。美味しく食べることは生きる力になり、一人ではなくみんなで食べることは、美味しさを倍増させます。食は命の糧だけでなく、食の循環を学ぶことであり、この土地の風土や文化に触れることです。しかしながら子どもたちは、食の好みも、食べる量も、食習慣も、食物に対するアレルギーも、生まれ育つ家庭状況もそれぞれ違い、食を取り巻く社会環境も多様に変化しています。

同時に、貧困など生活上の困難を抱えている家庭も増え、6人に1人の子どもが貧困状態にあると言われ、本市で就学援助を受けている小中学生は28.26%、約3割にのぼり、家計の余裕の無さは子どもたちの食に直結します。今、全国では貧困家庭の子ども支援として「子ども食堂」が話題になっていますが、東区では12月、西区でも3月立ち上げに向けて準備が進んでいます。このような社会状況の変化の中で、全ての子どもたちが学校給食を通じ、お昼を一緒に、美味しく食べられることは、将来にわたる人間形成の基礎となる身体と心、人とのつながりを作る大切な機会となり、学校給食はその役割を、今まで以上に担っていくのだと痛感します。

そこで改めて新潟市における学校給食の特長と誇るべき点をお聞きします。

1) 新潟市における学校給食の特長と誇るべき点は何か（教育長）

■教育長

子どもたちの命と食文化、食習慣を守る本市の安全、安心、おいしい給食の自校運営方式学校給食を維持することについてお答えします。はじめに、本市における学校給食の特徴と誇るべき点についてですが、本市の学校給食では、自校方式、センター方式、スクールランチ方式の異なる3つの方式を採用しています。いずれの方式においても、地元の旬の食材を多く活用するとともに、栄養バランスがとれた健康的で豊かな食生活である日本型食生活を実践できるよう、米飯を中心とした献立としています。

私は新潟市が誇る安全・安心・美味しい給食は、長年の自校直営方式によって作り出されてきたと考えており、これを維持してほしいと願う立場から質問します。

昨年、平成 26 年度より小学校の自校式学校給食が、直営方式から給食業務の民間委託が進められてきました。昨年4月から中央区、上所小学校、女池小学校でモデル事業として議会にも説明し実施されました。ところが、5月には「自校給食調理等 民間委託モデル実施 検証委員会」の評価を待たずして、翌年の実施校が決まっており、モデル事業とは一体何であったのか疑問を持ちます。また、委託をする理由に「民間のノウハウの活用」がありますが、今まで長年にわたって新潟市の給食業務を担っている新潟市調理員のノウハウをどう評価するのか疑問が残ります。同時に、「効率化によって得られた財源を活用し学校への支援体制を強化する」と言われていましたが、どのような支援体制に使われたのか明確にしてください。

2) 給食調理業務の民間委託の経緯と委託の形態、期待できる効果は（教育長）

- (ア) 民間委託の目的及び経緯と委託の形態はどうか
- (イ) モデル事業の目的と位置付けと評価について
- (ウ) モデル事業の評価を待たずして、5月には翌年の実施校が決まっているのはなぜか
- (エ) 民間のノウハウとは具体的に何か?また、民間のノウハウは新潟市調理員のどの点で勝っているのか
- (オ) 経費削減と効率化によって得られた財源はどのように学校への支援体制に使われたのか

■教育長

次に、給食調理業務の民間委託についてのうち、目的及び経緯と委託の形態についてです。

限られた財源の中で、給食の提供を維持していくためには、既存の施設の有効活用や人件費のより効果的な配分など効率的な運営が求められており、これまで行政責任を確保しながら、民間活力を導入してきました。委託化は、請負契約の形態で、学校給食センターから段階的に進めてきており、平成 26 年度からは、自校給食施設においても委託を開始しています。

次に、モデル事業の目的や評価と翌年度の実施校については、関連がありますので一括してお答えします。本市では、平成 24 年度の事業仕分けをきっかけに検討した結果、自校方式の民間委託を進める方針を決定しました。平成 26 年度に小学校 2 校において実施したモデル事業は、委託化に伴う課題を抽出し、委託による調理業務が適切に行われるように実施したものです。また、評価については、保護者や有識者などで構成する検証委員会で様々な角度から検証を行いました。委託開始時は課題を指摘されましたが、

その後は、適切であると評価されており、指摘された点については、翌年度の委託実施の際に活かしています。

次に、民間のノウハウと本市調理員との違いについてです。

民間業者は学校や給食センターだけでなく、病院・老健施設など特定給食施設での経験もあり、様々な免許を有する人材を有するなど高い専門性や知識があります。また、本市で行っている研修に加え、民間独自でも研修が行われています。

次に、削減効果で得られた財源がどのような形で学校支援に使われたかについてです。

先ほども申し上げたとおり、財政状況が非常に厳しくなっている中で、安心安全でおいしい給食を継続的に提供していくためには、給食調理の委託化など経費削減に努めることが必要と考えています。なお、経費削減により生じた財源は、一般財源として再配分される中で給食施設や設備の維持管理などに充てられていくことになります。

【再質問】

新潟市のモデル事業の位置付け等について再度質問します。

モデル事業とは検証・評価を持って次をどうするのか検討することと理解します。平成 26 年（昨年）4 月 3 日に第 1 回のモデル実施検証委員会があり、第 2 回目が 8 月 29 日でした。ところが、5 月末には翌年度の東区の下山、笹口、東中野山の 3 校の委託が示されています。検証委員会の目的が、委託の導入ありきの「意見をもらう会」であっては、本来の主旨と違うのではないのでしょうか。検証委員会の性格とモデル事業の位置づけを再度お聞きします。

■教育長

H24 年度に自校式でも民間委託を推進する方針を決定しました。民間委託では学校給食センターではこれまでの適切に行われてきましたが、センターと学校では設備が違ったりしますので、その学校の自校の施設でやるにあたっての課題を抽出することから検証委員会を設定しました。出来るだけ早く保護者への説明をする必要があり、進めるという方針が決まっていたので、早く次の実施校は決めていたということです。

【再質問への答弁への意見】

しかしながら今までの方向を大きく変える事業を、結果ありきを前提とした、このモデル事業のやり方にやはり疑問を感じます。

さて、委託の形態が「請負」であると説明されましたが、「請負」契約によって、今まで通りにできることと、出来なくなることは何かを明確にする必要があると考えます。直営では栄養教諭が全ての調理員に指示や指導ができます。逆に個々の調理員も困った時にすぐに栄養教諭に指示を求めることが出来ます。委託契約によって法律上それができない場合、栄養教諭、調理員双方の不安と負担が増し、こうした契約上の制約は、給食の安全性が揺らぎ、給食全版について責任を持つ栄養教諭の負担、特に精神的な負担が増

えるのではないかと懸念します。また、平成 17 年「食育基本法」が施行され、給食室では感染症予防のための衛生管理、異物混入、食物アレルギー対応等で高い専門性が求められています。万が一、委託校で緊急事態が起こった際、現在の委託校では栄養教諭は専任ではなく兼務の方もいらっしゃいますが、素早い情報共有、緊急対応、最終的な責任の所在はどこにあるのでしょうか。次の通り質問します。

3) 給食業務の請負契約について

- (ア) 「請負」契約によって、今まで通りにできることと、できなくなることは何か
- (イ) 栄養教諭は業務総括責任者以外の各調理員に指示や指導ができるのか。
- (ウ) 栄養教諭の精神的な負担が増えるのではないか
- (エ) 調理の作業中に起こるトラブル、緊急事態を個々の調理員が直接栄養教諭に相談、指示を受けることができるのか
- (オ) 市が調理員の配置人数、資格、学校給食等の経験、勤務形態、正職員の割合等は業者に指示できるのか
- (カ) 委託校で緊急事態が起こった際の情報共有、対応、責任の所在はどこか

■高島教育次長

給食業務の請負契約については、関連がありますので一括してお答えします。

民間への調理業務委託では、本市が食数、献立、調理手順などの指示を出し、この内容が履行できる人員数を請負業者の判断で配置してもらうこととなります。栄養教諭の指示や指導については、特定給食施設での調理経験があり、調理場内に常駐している業務総括責任者を通してのみとなりますが、その業務総括責任者を通じて各調理員に徹底させます。既に委託している学校、給食センターにおいても問題なく行われており、栄養教諭の精神的な負担が増えることはないものと考えています。

なお、緊急時においては、栄養教諭から各調理員に直接指示をすることができますし、これまでどおり市、学校が責任をもって業者との情報共有や児童や保護者への対応を行います。

【再質問】

請負委託の内実についても一度確認したく再質問をします。(パネルを示す)

答弁を頂いたことを図にして示します。これは五十嵐小学校の給食説明会に、私も地域の住民の一人として参加したときに PTA の方から頂いたイラストです。直営はこのようにチームで業務に当たります。ところが請負委託では、栄養教諭は業務総括責任者にしか指示を出すことが出来ず、調理員一人ひとりに指示が出来ません。「業務総括責任者に指示を出すことも偽装請負である」との国の指摘もあります。また「栄養教諭が業務総括責任者以外に指示を出すことは偽装請負となる」とも言われています。この制限によりちょっとしたトラブルや緊急時の対応が、さらに緊急性を増し、あってはならない事故につながるリスクが十分に考えられます。

また兼務の場合は栄養教諭がそこにいない場合がありますのでリスクがさらに増します。また、保護者へは「委託になっても調理員のみが変わるので何も従来と変わらない」と、請負委託の仕組みが詳しく説明されていないことに強い疑問が残ります。「直営と委託は何も変わらない」と言い切れるのでしょうか。

■高島教育次長

再質問にお答えします。業務に関しては業務総括責任者を通しての指示になりますが、先ほどお答えしましたが、緊急時の場合は栄養士が直接調理員に指示することもできます。また業務総括責任者は特定給食施設での経験があり適切にそれぞれの場面において調理員に適切に指示できるものと考えています。

【再質問】

この委託の形態によってチームでやることは大変厳しくなると思います。栄養教諭の方のお話を聞くことができますが、慢性的にギリギリのところで行っていることに、負担を感じ、契約によって出来ること、できないことに大きなジレンマを持っていることを、市はご存じなのでしょうか。

■高島教育次長

委託に開始するにあたっては、今までの直営と同じ形で出来るよう、仕様書等詳細に事業者と契約を交わしていますので、基本的には今までと同じようにできるものと考えています。

次に、食物アレルギー対応についてお聞きします。平成 24 年に起きた、学校給食における食物アレルギー（によるアナフィラキシーショック）の疑いで子どもが亡くなるという事故があり、それを受けて「学校給食における食物アレルギー対応指針」が作成・配布されました。アレルギー対応の必要な子どもは年々増えています。「学校給食研究改善協会」発行の平成 27 年 9 月 28 日の情報誌によると「食物アレルギーを有する児童生徒の割合が平成 16 年は 2.6%でしたが、25 年の調査では 1.7 倍の 4.5% に増加」とあります。約 20 人に 1 人が食物アレルギーを持っていることとなります。ある栄養教諭が「印象として年々、倍々に増えているような気がする」と話されていましたが、数の増加云々よりはその対応に日々追われているため、このような印象を持たれたのだと思います。

そこで本市の小学校や保育園におけるアレルギー対応の必要な子どもの現状と推移、アレルギーで救急搬送された子どもの数等、明確にし、万全の対応を図る必要があると思います。また、アレルギー対応は命にかかわることで絶対に間違いが起こってはならないことであり、給食室だけでなく学校全体で対応に当たる必要があります。市は「委託によって今までのレベルが下がることはない」「全く今までと何ら変わらない」と明言されていますが、しっかりと対応できるのかなど、次の点を質問します。

4) 食物アレルギー対応について

- (ア) アレルギー対応の子どもの数とアレルゲンの種類（過去 5 年の新潟市と五十嵐小学校）
- (イ) アレルギーで救急搬送された子どもの数（過去 5 年の新潟市と五十嵐小学校）
- (ウ) 保育園では昨年度からアレルギー対策で専任従事者を置いたがその現状は
- (エ) 保育園でのアレルギー対応の子どもの数の推移と増加の原因、今後の推移
- (オ) その子たちが学校入学に伴うアレルギー対応増加の見込み
- (カ) 給食室でのアレルギー対応と学校全体での具体的取組、直営校と委託校での違い
- (キ) 委託で今のレベルが下がることがないと市は明言するが、対応できるのか

■佐藤福祉部長

保育園でのアレルギー対応については、関連がありますので一括してお答えします。

保育園における食物アレルギーへの対応が必要な子どもの数は、今年度4月現在では1,052人であり、全体の5.2%となっています。その数は年々増加し、3年前に比べると約120人増えており、今後も増加傾向が続くと見込んでいます。増加の一因として、生活環境や食生活の変化も影響しているのではないかとされていますが、保育園においては、近年、食物アレルギーの発症率が高い0歳から2歳児の入園が多くなっていることから、対応が必要な子どもの数も増加していると考えています。このような子どもに適切に対応するため、昨年度からアレルギー食を専任で調理する給食調理員を、公私合わせて130園に新たに配置し、安全で効率的なアレルギー食の調理やよりきめ細やかな対応ができるようにしています。

■高島教育次長

アレルギー対応の子どもの数とアレルゲンの種類についてお答えいたします。

過去5年の本市の食物アレルギー対応の子どもの数は、平成22年度が615人、23年度が693人、24年度が803人、25年度が1,005人、26年度が1,008人です。同様に五十嵐小学校での数は、22年度が13人、23年度が11人、24年度が15人、25年度が19人、26年度が26人です。また、主なアレルゲンの種類は、卵、魚・貝・エビ、ピーナッツ、牛乳、果物、魚卵となっています。

次に、食物アレルギーで救急搬送された子どもの数についてです。

過去5年に、本市で食物アレルギーにより救急搬送された子どもの数は、平成22年度が1人、23年度が5人、24年度が6人、25年度が5人、26年度が7人です。なお、五十嵐小学校での同様の事例はありませんでした。

次に、小学校における食物アレルギー対応増加の見込みについてです。

保育園における食物アレルギー対応は、増加傾向が続いていることから、小学校における食物アレルギー対応も同様に増加傾向が続くものと見込まれます。

次に、給食室での食物アレルギー対応と学校全体での具体的取り組み、直営校と委託校での違いについてです。

「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、学校全体で食物アレルギーに取り組む体制を整えています。給食室では栄養士の指導のもと、除去食や代替食を用意し、教室では、それらが確実に対象児童・生徒のもとに届いているか教員が確認を行っていることから、給食の直営校・委託校による対応の違いはありません。

次に、直営校と委託校での食物アレルギー対応のレベルについてです。

アレルギー対応食の提供については、学校の指示に従って行われることとなります。委託業者は、学校だけでなく病院や介護施設などの給食を幅広く手掛けており、食物アレルギーに対応する豊富な知識を有し、また、適切な対応を行うために事前研修も行っていることから、委託校においてもレベルが下がるということはありません。

【答弁に対する再質問】

栄養教諭にとっても調理員にとっても、そして学校管理者である校長にとっても、食物アレルギーによる事故が今一番心配なことだと思います。いつ緊急事態が起こっても仕方がないような綱渡りの状態の中で、皆さんが苦勞されながら従事されているのだと思います。緊急搬送の数ですが、今年度は4月から7月の3ヶ月で既に昨年と同じ7件が報告されています。よりきっちりと対応していただきたいと思います。

私は民間活力の効果的な導入を阻むつもりはありません。私自身が市民活動で仕事をしてきましたので、民間活力の導入は積極的に進めるべきと考えています。同時に新潟市は財政削減が大きな課題であり、何にお金を使い、何を削るか精査することも必要と認識しています。そして、委託先企業で働く方々の賃金や労働条件も確保する必要があると思います。その上でなお私は、給食業務の民間委託は学校になじまないと考えます。それは、学校は教育の場であり、給食は子どもたちの命と育ちを保障する仕組みだからです。学校は保護者と教職員、そして地域の人たちが連携し、子どもを中心とした地域コミュニティーの要です。

保護者の一部の方は強い不安を持っていらっしゃいます。特に五十嵐小学校では、給食説明会に参加した40人近い保護者から心配と不安、反対の声が寄せられ、2回目の説明会も不安は払拭されなかったと聞きます。

安全・安心・美味しい給食は栄養職員、養護教諭、調理員、クラス担任、そして校長と、学校全体のチームプレーで成り立つと思いますが、保護者の方々は外部に委託することで、そこが抜け落ちていくのではないかと、心配されているのだと思います。最後の質問に移ります。

5) 給食業務の民間委託は学校になじまない

- (ア) 保護者の一部には不安や心配が強い、どのような点が一番の不安と考えるか
- (イ) 委託の決定において保護者の意向はどこまで反映されるのか
- (ウ) 調理員が学校職員として調理業務以外で教育の中で果たしている役割や仕事は何か
- (エ) 食育、アレルギー対応等における学校長、養護教諭、栄養教諭、調理員の協力体制の必要性和、委託になった場合の安全性、美味しさが脅かされる危険性をどう考えるか
- (オ) 民間委託が進むと調理員の熟練した技術の継承が難しくなるのではないか
- (カ) 栄養教諭の負担の増加は
- (キ) 委託業者は民間企業で営利・効率を求めため、労働条件の低下からそこで働く職員の意識と、資質の欠如を招く恐れがあるのではないか
- (ク) 学校は災害時の避難所に指定されているが、炊き出し等の業務、非常時の対応が出来なくなる懸念はないか
- (ケ) 正規職員の採用、非常勤職員の採用、再任用の活用など「雇用の柔軟性」なども活用し、直営を維持する方法を検討すべきではないか

■高島教育次長

給食業務の民間委託は学校になじまないのうち、保護者が一番不安な点が何かについてお答えします。保護者説明会の際には、委託当初での給食の出来上がりに対する不安の声が聴かれました。モデル実施

により評価検証の結果においても、スタート当初については改善の指摘があったことから、次年度の委託では、早めに委託業者に留意点や調理場の情報提供を行ったほか、プレ給食の実施や事前研修、調理訓練の場を設けるなどの改善を行っています。

次に、委託決定における保護者の意向についてですが、これまで本市の給食調理業務の民間委託にあたっては、PTA 役員や保護者への説明会を開催し、民間委託について移行する理由、現状、委託する内容、よく寄せられる疑問について、丁寧に説明し、保護者の疑問や不安な点の解消に努めてきました。なお、委託するにあたっては、取り入れられる要望は可能な限り対応していきたいと考えています。

次に、調理員の調理業務以外での役割や仕事についてですが、運動会やマラソン大会などの学校行事の際に調理員もスタッフとして従事している例があります。しかし、これら行事のスタッフについては、保護者や地域のボランティアが担っている学校もあり、必ずしも調理員すべてがこれらの行事に関わるというのではなく、各学校の実情により異なっている状況となっています。

次に、食育、アレルギー対応等における校内の協力体制と委託の安全性、危険性についてです。食育、アレルギー対応については、学校長の指導のもと、学校全体での取組が重要であり、校内の共通理解を図り、積極的に連携・協力していくことが大切です。アレルギー対応については、先にお答えしたとおり、民間業者においてもしっかり対応できています。また、学校給食を通じた食の指導や食育活動は、教師や栄養教諭が中心になって行っており、民間委託後も現在と変わりません。保護者、生産者、地域の方と子ども達との交流給食会などにも可能な限り参加してもらっています。また、調理のレベルについては、民間業者は独自のノウハウや専門性を持っており、委託前と変わらず安全でおいしい給食を提供しています。

次に、調理員の熟練した技術の継承についてです。民間委託にあたり、現在の臨時調理員委ついでの継続的な雇用に配慮してもらうほか、業者においては委託の準備期間はもちろん、委託業務開始後も調理技術や衛生管理など業者としての研修の充実に努められています。また、県や市主催のさまざまな研修にも参加するなど、給食の質の維持・向上に努められています。

次に、栄養教諭の負担増加についてですが、学校給食の業務の流れは献立作成、食材発注は栄養教諭が行い、食材の検収、調理、洗浄・保管については調理員が行っており、この部分を民間委託することになります。

栄養教諭の業務については、委託業務導入の際の仕様書の作成、委託業者との打ち合わせなどにより一時的には業務負担の増加が見込まれますが、献立の作成、食材の発注などはこれまでどおりであり、日常業務としては負担の増加はないものと考えています。

次に、委託業者の職員の意識と資質についてです。民間業者は独自のノウハウや専門性をもっており、既に委託している給食センターや自校調理校での状況を見ますと、どこもプロ意識を持って働いており、取り組みについてはこちらが参考にすべき点もみられます。互いの良い部分を吸収し、学校給食の質を高めていきたいと考えています。

次に、災害時の炊き出し、非常時の対応についてです。

学校給食施設は、本市地域防災計画に炊き出し施設として指定されていることから、災害発生時に本市が炊き出しを行うことを決定した場合には、委託業者が炊き出しに協力することを委託業務仕様書に明記しています。

次に、直営維持の検討については、民間委託等の推進に関する基本方針、学校給食の今後のあり方検討委員会及び本市事業仕分けなど、給食調理業務の民間活力の導入を進める提言や意見を受けて、本市として調理業務民間委託の導入を段階的に進めていくこととしたものです。今後もこの方針に基づき、民間活力を導入することにより、学校給食のより一層の充実を目指していきます。

【再質問】

平成 24 年に実施された新潟市事業仕分の結果報告には「保護者の理解を得ながら進める必要がある」とあります。五十嵐小学校では 2 回の説明会がありましたが、PTA の役員は外部委託に強く反対し、保護者の不安は払拭されていません。保護者の心配が払拭されないままに進められていくことに、果たして住民主体の行政サービスなのかと甚だ疑問です。このまま一方的に実施するつもりなのでしょうか。

■高島教育次長

先ほどもお答えした通り、民間委託につきましてはその理由、現状、保護者の方の疑問、不安等について丁寧に説明し、解消に努めていきます。また取り入れる要望があれば可能な限り対応していきたいと考えています。

【再々質問】

この点はくれぐれも一方的な対応にならないよう、きちんと保護者の意思を確認した上で、対応を判断するよう強く求めます。同時に学校の管理者、給食の責任者が直接ではなく、間接的にしか指示できないことは、学校の中に目の届かないところが出ることであり、学校教育全体のバランスを崩します。この点についてどう思うか？

■高島教育次長

委託におきましても学校全体での情報共有、例えば、アレルギー対応、安全衛生面の管理等含めて。校長、栄養教諭、業者の人と一体になって安全・安心・美味しい給食の提供に努めていきます。

【再々質問への答弁への意見】

直営については見解の相違がありますが、先ほど指摘したように、実際、委託によって形態が変わり安全性の確保は難しいと私は認識します。先ほど栄養教諭の負担は何も変わらないとおっしゃいましたが、実施はぎりぎりのところでやっつけられています。その辺り気持ちに寄り添っていただきたい。リスクを回避する手法を検討することが緊急に必要と考えます。とにかく子どもたちに安全でおいしい給食を提供することを、引き続き要望して、私の質問は終わります。